

能代市立地適正化計画

届出の手引き

(令和4年3月31日版)

能代市

目次

1. 能代市立地適正化計画策定に伴う届出について	1
2. 住宅開発・建築等に関する届出	3
①. 届出の対象となる行為	3
②. 届出に必要な図書	5
3. 誘導施設の開発・建築等に関する届出	6
①. 届出の対象となる行為	6
②. 誘導施設	7
③. 届出に必要な図書	9
4. 誘導施設の休廃止に関する届出	10
①. 届出の対象となる行為	10
②. 届出に必要な図書	10
5. 手続きの流れ	10
①. 届出の時期	10
②. 届出・相談先の窓口	10
③. 留意事項	11
6. 都市機能及び居住の各誘導区域	12

参考資料 **16**

様式第十 開発行為届出書 17

様式第十一 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書 18

様式第十二 行為の変更届出書 19

様式第十八 開発行為届出書 20

様式第十九 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書 . . . 21

様式第二十 行為の変更届出書 22

様式第二十一 誘導施設の休廃止届出書 23

1. 能代市立地適正化計画策定に伴う届出について

能代市は、2006年（平成18年）3月に旧能代市と旧二ツ井町が合併し、市の最上位計画である総合計画を踏まえ、2010年（平成22年）3月に都市計画マスタープランを策定してから10年が経過し、近年の社会・経済状況の変化にも対応するため、都市計画マスタープランを見直すとともに、新たに、立地適正化計画を策定しました。（令和4年3月31日公表）

立地適正化計画では、人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を目指す居住誘導区域、医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能を維持し、または積極的な誘導・集積を進めることで、各種サービスの効率的な提供を目指す都市機能誘導区域を定めています。

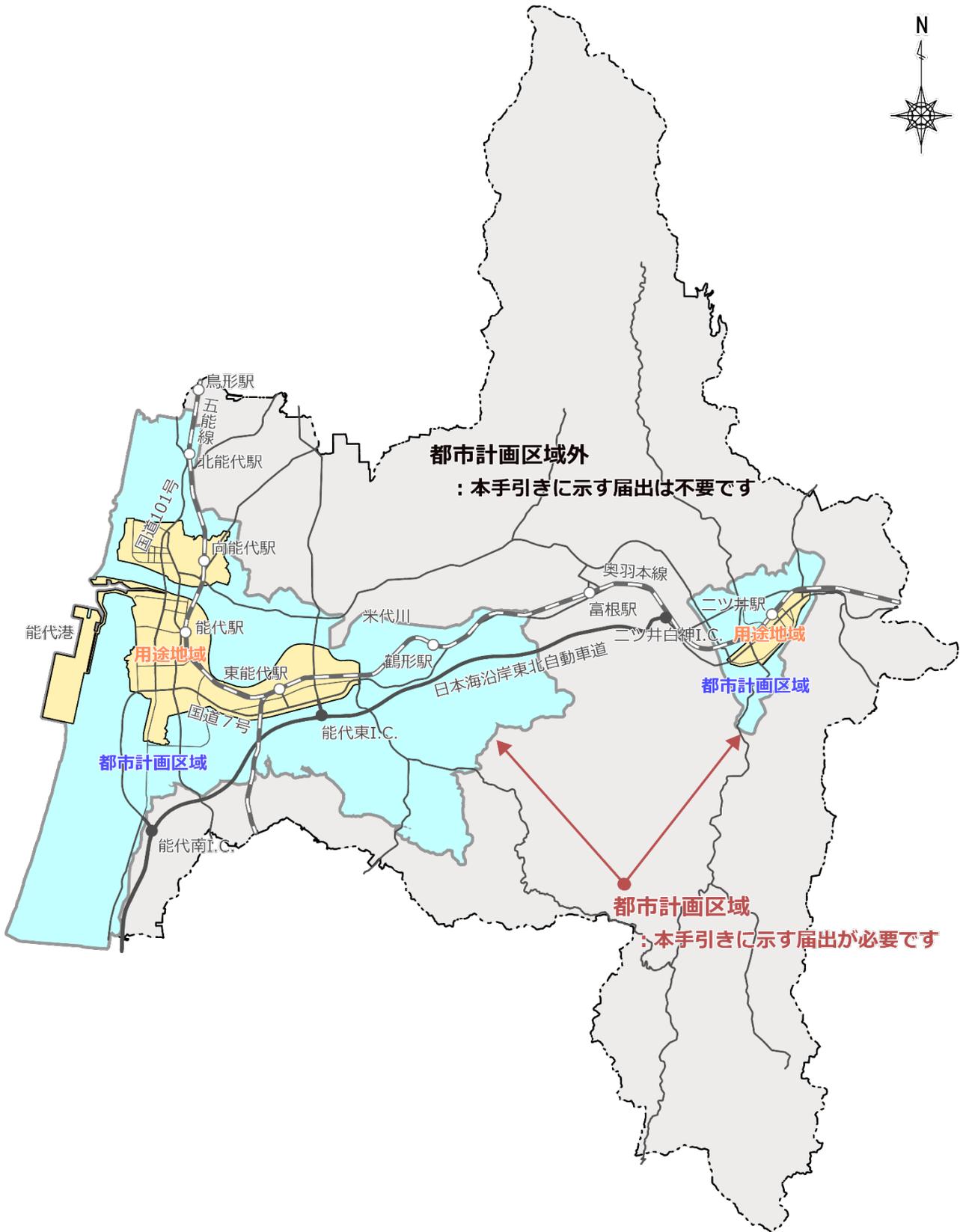
立地適正化計画の策定に伴い、市が居住や都市機能の立地の動向を把握するとともに、各誘導区域に居住や都市機能を緩やかに誘導するため、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外では、誘導施設や一定規模以上の住宅の開発・建築等を行う際に、都市再生特別措置法第88条並びに同法第108条に基づき、市への届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内で、計画に位置づけた誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、都市再生特別措置法第108条の2に基づき、市への届出が必要となります。

上記の都市再生特別措置法第88条並びに第108条による届出に関する制限は、宅地建物取引業法に規定する『重要事項の説明等』の対象となります。

なお、立地適正化計画は都市計画区域内を対象とした計画であることから、都市計画区域外における住宅や誘導施設の開発・建築等行為・休廃止等については届出不要です。

図 本手引きに基づき届出が必要な範囲



2. 住宅開発・建築等に関する届出

①. 届出の対象となる行為

都市計画区域内の居住誘導区域外で、次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、これらの行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

開発行為

- 「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」
(都市計画法第 4 条第 12 項)

(1) 3 戸以上の住宅（共同住宅を含む）の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【例示】



(3 戸の戸建て住宅団地や 3 戸の集合住宅を建築するための開発行為)

(2) 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、 1,000 m²以上の規模となる開発行為を行おうとする場合

【例示】



(1 戸の住宅建築のための 1,300 m²の開発行為)



(2 戸の住宅建築のための 800 m²の開発行為)

(3) 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として 条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（寄宿舍や有料老人ホーム等） (※本市は条例を制定していません)

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、兼用住宅を含みません。

※開発行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

建築等行為

- 「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為」（建築基準法第2条第13号）

（1）3戸以上の住宅を新築しようとする場合

【例示】



（3戸の戸建て住宅団地や3戸の集合住宅に関する建築行為）



（1戸の戸建て住宅に関する建築行為）

（2）人の居住の用に供する建築物として

条例で定めたものを新築しようとする場合（寄宿舍や老人ホーム等）

（3）建築物を改築し、または建築物の用途を変更して

3戸以上の住宅としようとする場合

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、兼用住宅を含みます。

※建築等行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

【届出の対象とならない行為】

住宅の開発・建築等行為の内、次の行為をしようとする場合は、届出は不要です。

- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物の新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物とする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- ・ その他、市の条例で定める行為（※本市は条例を制定していません）

（関係法令）

- 都市再生特別措置法第88条第1項第1号～第4号
- 同法施行令第34条、第35条

②. 届出に必要な図書

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

(関係法令)

- 都市再生特別措置法第 88 条
- 同法施行規則第 35 条、第 37 条、第 38 条

開発行為 の場合	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書 ：様式第十（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第一号関係）▪ 添付図書 ：位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） ：現況図（行為地及び周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1,000 分の 1 以上） ：設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
建築等行為 の場合	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書 ：様式第十一（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第二号関係）▪ 添付図書 ：位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） ：配置図（敷地内における住宅の位置を表示する図面、縮尺 100 分の 1 以上） ：二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
上記行為の 届出内容を 変更する場合	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書 ：様式第十二（都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係）▪ 添付図書 ：上記それぞれの場合と同様

3. 誘導施設の開発・建築等に関する届出

①. 届出の対象となる行為

都市計画区域内の都市機能誘導区域外で、**立地適正化計画に位置づけた誘導施設**に関する次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、市が誘導施設に係る開発等の動きを把握するため、これらの**行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出**なければなりません。

開発行為

- 「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」(都市計画法第 4 条第 12 項)

(1) 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

- 「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為」(建築基準法第 2 条第 13 号)

(1) 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

(2) 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物としようとする場合

(3) 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物としようとする場合

※一部に誘導施設を含む複合施設の開発・建築等も届出の対象になります。

※開発行為・建築等行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

【届出の対象とならない行為】

誘導施設の開発・建築等行為の内、次の行為をしようとする場合は、届出は不要です。

- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して、誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- ・ その他、市の条例で定める行為（※本市は条例を制定していません）

(関係法令)

- 都市再生特別措置法第 108 条第 1 項第 1 号～第 4 号
- 同法施行令第 42 条、第 43 条

②. 誘導施設

届出の対象となる誘導施設は下表のとおりです。

誘導施設		能代地域 中心拠点	二ツ井地域 中心拠点
施設区分	分類		
介護・ 福祉施設	下記のいずれかの機能を有す老人福祉施設等 ・ 指定居宅介護支援事業所 ・ 通所介護施設 ・ 訪問介護施設 ・ 多機能型施設 ・ サービス付き高齢者向け住宅	○	○
子育て 支援施設	子育て世代包括支援センター	○	—
	認可保育所	○	—
	認定こども園	○	—
	子育て支援センター	○	—
	母子生活支援施設	○	—
	児童館	—	○
医療施設等	病院（救急告示病院に認定されている病院を除く）	○	—
	医科診療所	○	○
	調剤薬局	○	○
商業施設	生鮮食料品を取り扱う小売店舗	○	○
金融施設	銀行	○	○
	信用金庫等	○	○
教育・文化・ 交流施設	博物館等	○	—
	コンベンション機能を有する複合施設(床面積 500 m ² 以上の会場を有する施設)	○	—

表 【参考】誘導施設の定義

			定義
介護・福祉施設	老人福祉施設等	指定居宅介護支援事業所	・介護保険法第8条第24項に規定する「居宅介護支援」を行う施設
		通所介護施設	・介護保険法第8条第7項に規定する、通所介護を行う施設
			・介護保険法第8条第8項に規定する、通所リハビリテーションを行う施設
			・介護保険法第8条第17項に規定する、地域密着型通所介護を行う施設
			・介護保険法第8条第18項に規定する、認知症対応型通所介護を行う施設
			・能代市生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱に規定する事業を行う施設
		訪問介護施設	・介護保険法第8条第2項に規定する、訪問介護を行う施設
・介護保険法第8条第3項に規定する、訪問入浴介護を行う施設 ・介護保険法第8条第4項に規定する、訪問看護を行う施設			
多機能型施設	・介護保険法第8条第19項に規定する、小規模多機能型居宅介護を行う施設		
サービス付き高齢者向け住宅	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する施設		
子育て支援施設	子育て世代包括支援センター	・母子保健法第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターの機能を有する施設	
	認可保育所	・児童福祉法第39条第1項に規定する施設	
	認定こども園	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設	
	子育て支援センター	・能代市が設置する、子育て支援センター	
	母子生活支援施設	・児童福祉法第38条に規定する施設	
	児童館	・児童福祉法第40条に規定する施設	
医療施設等	病院(救急告示病院に認定されている病院を除く)	・医療法第1条の5第1項に規定する施設(救急病院等を定める省令に規定された基準に該当する病院から県知事が認定した施設を除く)	
	医科診療所	・医療法第1条の5第2項に規定する施設(歯科診療所を除く)	
	調剤薬局	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する施設で、調剤の業務を行う施設	
商業施設	生鮮食品を取り扱う小売店舗	・生鮮食品(鮮魚、精肉または青果のいずれか)を取り扱う小売店舗で、食品衛生法第55条及び第57条に基づき、以下のいずれかの業態で営業許可または営業届出を行うもの ・食肉販売業 ・魚介類販売業 ・野菜果物販売業	
金融施設	銀行	・銀行法第2条第1項に規定する施設	
	信用金庫等	・信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫	
		・労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫 ・中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合	
教育・文化・交流施設	博物館等	・歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う施設のうち、市が設置する施設	
	コンベンション機能を有する複合施設	・会議や展示等に対応可能な床面積500㎡以上の会場を有し、調理室、配膳室等から飲食物を提供することができる複合施設	

③. 届出に必要な図書

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

(関係法令)

- 都市再生特別措置法第 108 条
- 同法施行規則第 52 条、第 54 条、第 55 条

開発行為 の場合	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書 ：様式第十八（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第一号関係）▪ 添付図書 ：位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） ：現況図（行為地及び周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1,000 分の 1 以上） ：設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
建築等行為 の場合	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書 ：様式第十九（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係）▪ 添付図書 ：位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） ：配置図（敷地内における住宅の位置を表示する図面、縮尺 100 分の 1 以上） ：二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
上記行為の 届出内容を 変更する場合	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書 ：様式第二十（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係）▪ 添付図書 ：上記それぞれの場合と同様

4. 誘導施設の休廃止に関する届出

①. 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内で、立地適正化計画に位置づけた誘導施設（計画策定前から存する施設を含む。）を休止又は廃止しようとする場合には、30 日前までに市に届け出なければなりません。

②. 届出に必要な図書

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

（関係法令）

- 都市再生特別措置法第 108 条の 2
- 同法施行規則第 55 条の 2

誘導施設を
休止又は廃止
する場合

▪ 届出書

：様式第二十一（都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係）

5. 手続きの流れ

①. 届出の時期

立地適正化計画に基づく届出は、対象となる行為に着手する 30 日前までに届け出なければなりません。

届出事項を変更しようとする場合にも、変更に係る行為に着手する 30 日前までに届け出が必要になります。

対象となる行為を計画される際には、市への事前相談を検討いただくとともに、届出にあたっては、開発許可申請や建築確認申請に先行して実施されるようご協力をお願いします。

②. 届出・相談先の窓口

届出及び相談先の窓口は、下記のとおりです。

能代市 都市整備部 都市整備課 公園・都市整備係

電話：0185-89-2197 FAX：0185-89-1779

E-Mail：toshi@city.noshiro.lg.jp

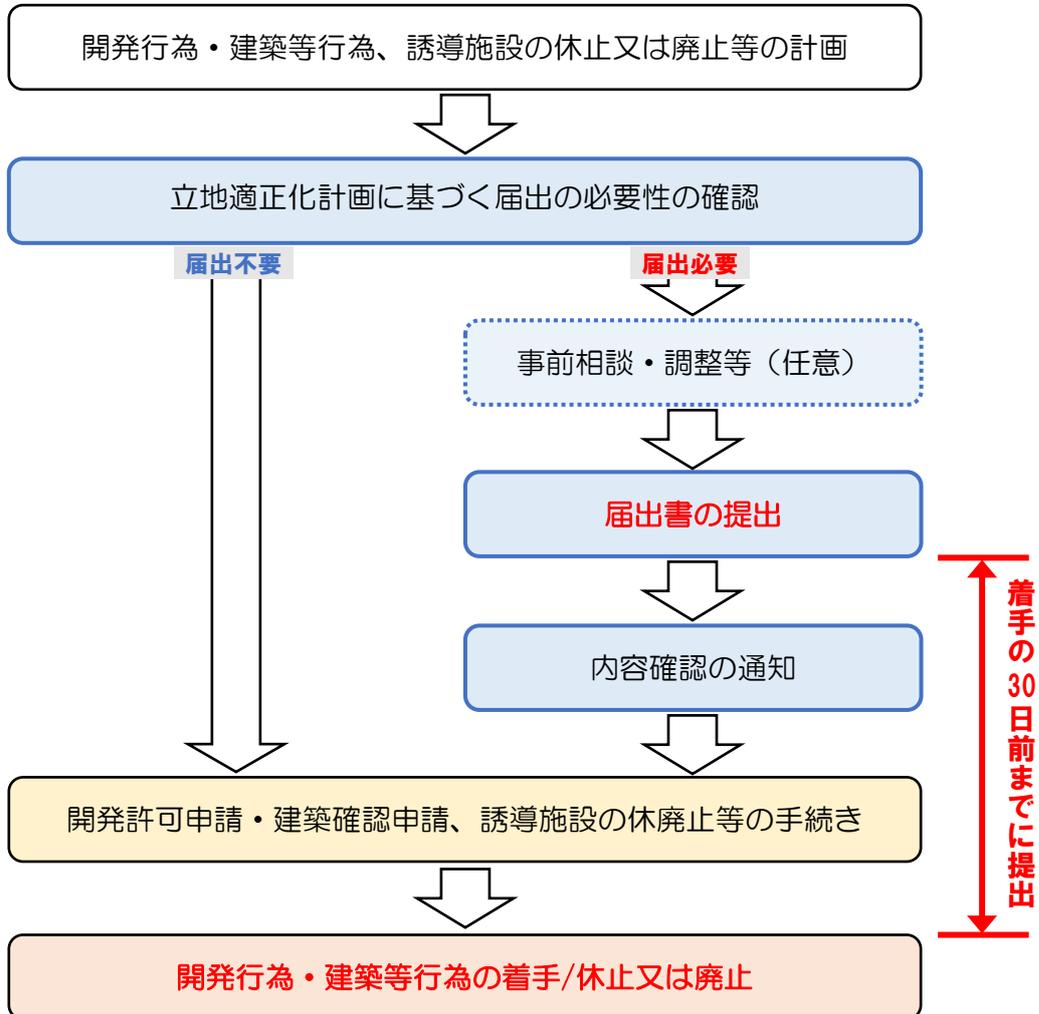
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

③. 留意事項

虚偽の届出や届出を行わずに届出が必要な開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定（30万円以下の罰金）が適用されることがあります。

図 開発行為・建築等行為に係る手続きの流れ

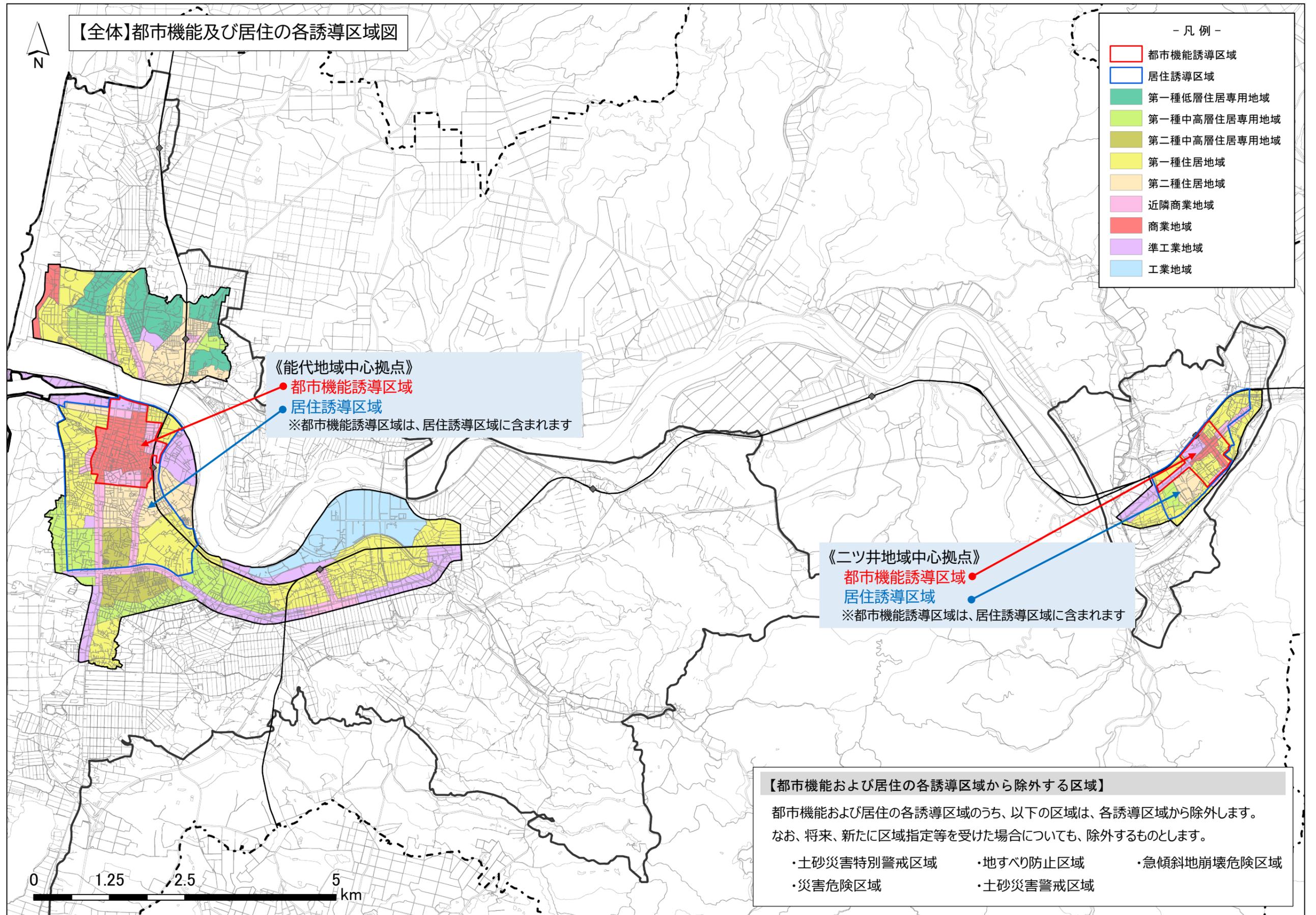


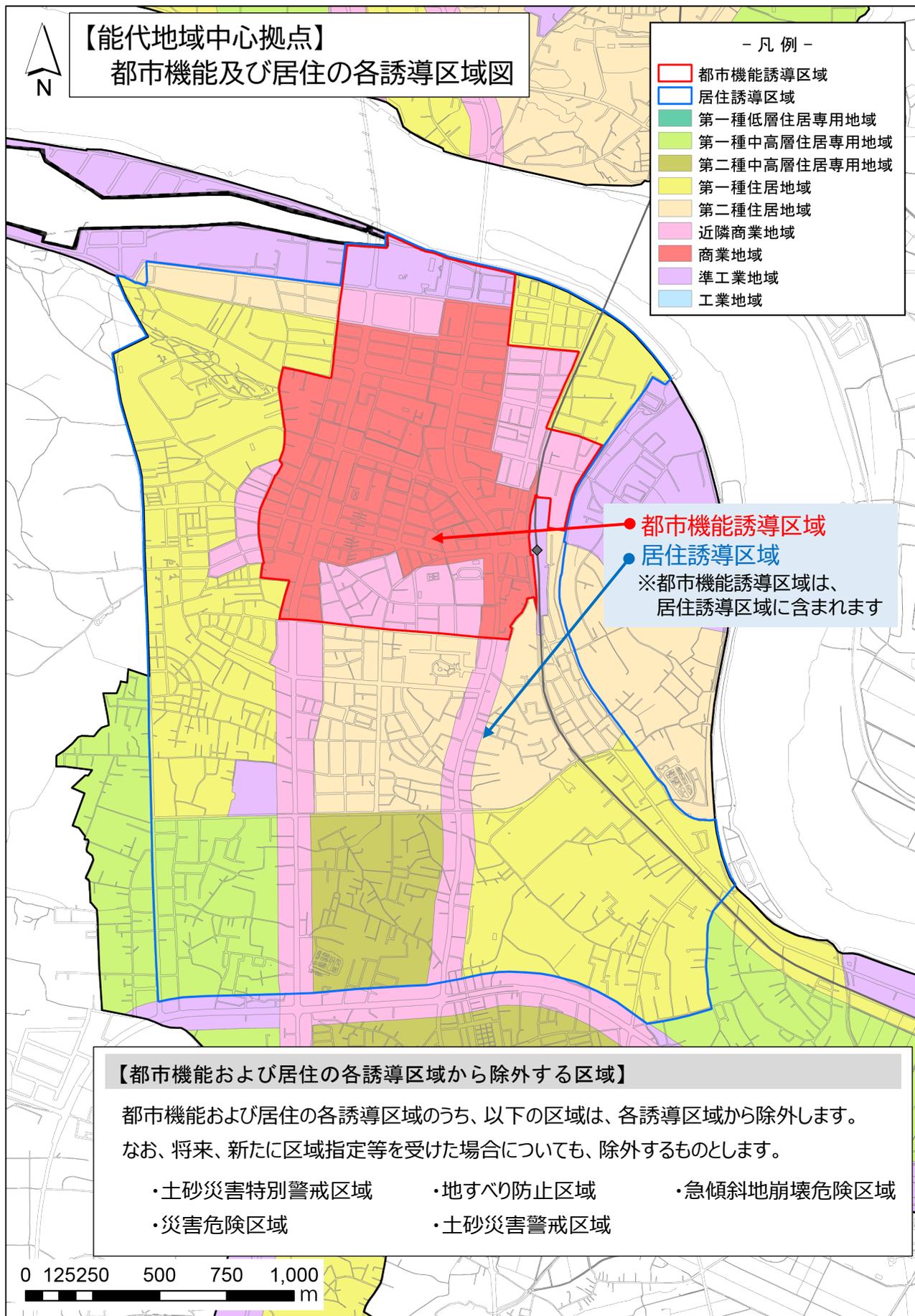
※届出の提出後、内容が変更となる場合には変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

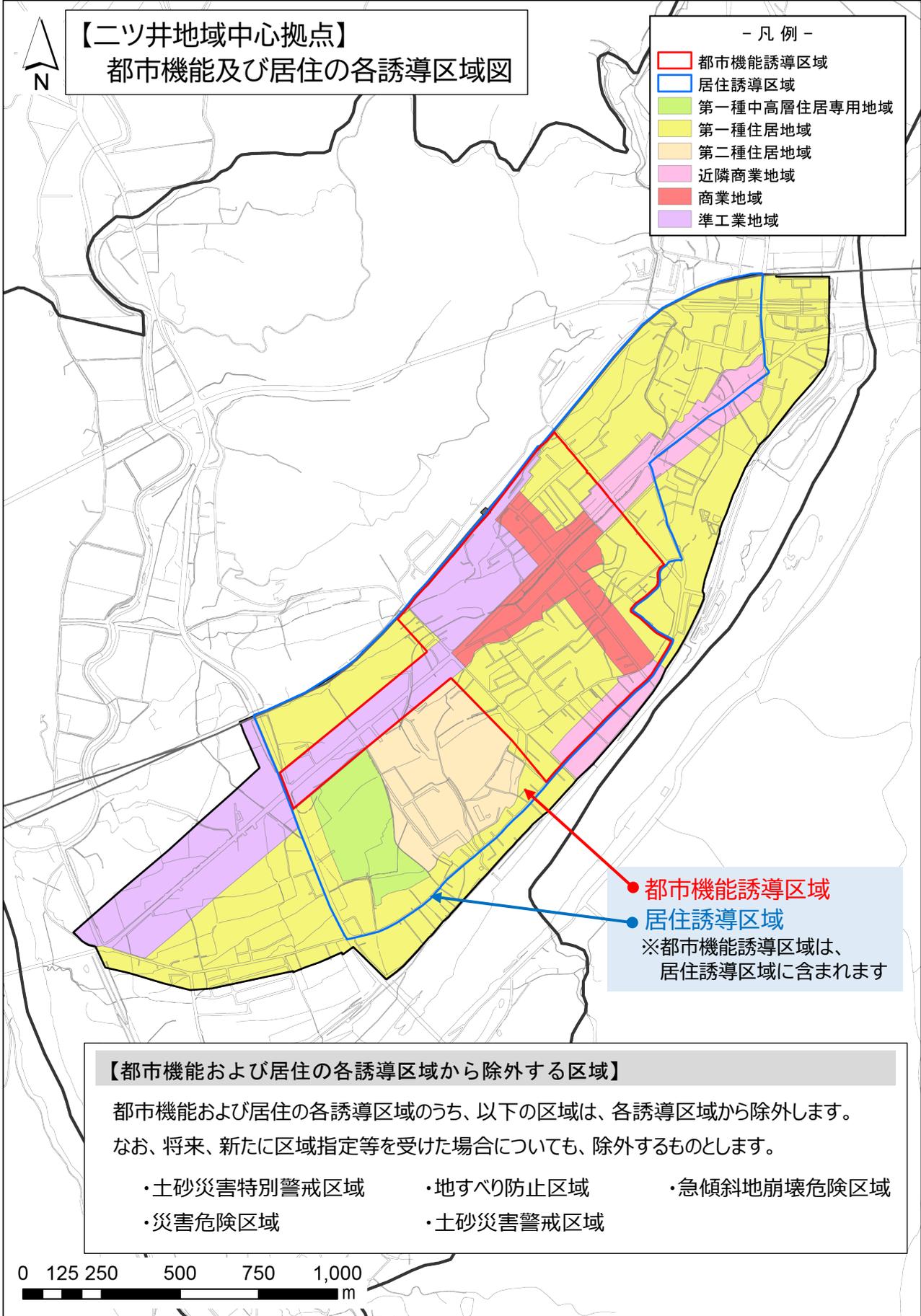
6. 都市機能及び居住の各誘導区域

都市機能及び居住の各誘導区域は、次ページに示す区域です。

なお、詳細な区域の範囲は、都市整備課備え付けの誘導区域図で、ご確認ください。







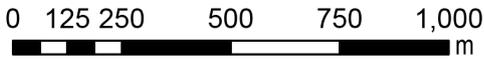
**【二ツ井地域中心拠点】
都市機能及び居住の各誘導区域図**

- 凡例 -
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域

● 都市機能誘導区域
● 居住誘導区域
※都市機能誘導区域は、
居住誘導区域に含まれます

【都市機能および居住の各誘導区域から除外する区域】
都市機能および居住の各誘導区域のうち、以下の区域は、各誘導区域から除外します。
なお、将来、新たに区域指定等を受けた場合についても、除外するものとします。

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・災害危険区域
- ・土砂災害警戒区域



参考資料
(届出様式記入例)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 4 年 6 月 1 日 ● 着手日の 30 日前までに届出が必要

能代市長 様

届出者 住 所 能代市◇◇町○-△

氏 名 株式会社□□□
代表 能代 太郎



開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	能代市△△町□□番 (外○筆)
	2 開 発 区 域 の 面 積	5,000 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅・共同住宅・長屋・その他 ()
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和 4 年 7 月 10 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和 4 年 12 月 20 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) 20 区画 (担当者連絡先) 能代市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築

 { 建築物を改築して住宅等とする行為 }

 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }
 について、下記により届け出ます。

令和 4 年 6 月 1 日 ●----- 着手日の 30 日前までに届出が必要

能代市長 様

届出者 住所 能代市◇◇町○-△

氏名 能代 太郎

能代印

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 能代市△△町□□番 (地 目) 宅地 (面 積) 800 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	一戸建ての住宅・ 共同住宅 ・長 屋・ その他 ()
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 4 年 7 月 3 日 (完了予定年月日) 令和 4 年 12 月 25 日 (戸 数) 8 戸 (担当者連絡先) 能代市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

令和4年 8月 10日

能代市長 様

届出者 住所 能代市◇◇町○-△

氏名 株式会社□□□
代表 能代 太郎



着手日の30日前までに届出が必要

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和4年 6月 1日

2 変更の内容

- ・住宅用区画数の変更 20区画 ⇒ 15区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和4年 9月 15日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和4年 12月 20日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 4 年 6 月 1 日

着手日の 30 日前までに届出が必要

能代市長 様

届出者 住 所 能代市◇◇町○-△

氏 名 株式会社□□□
代表 能代 太郎



開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	能代市△△町□□番 (外○筆)
	2 開 発 区 域 の 面 積	5,000 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	スーパーマーケット (店舗面積 2,500 m ²)
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和 4 年 7 月 10 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和 4 年 11 月 30 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積) 飲食店 (床面積 300 m ²) (担当者連絡先) 能代市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 4 年 6 月 1 日 ●----- 着手日の 30 日前までに届出が必要

能代市長 様

届出者 住所 能代市◇◇町○-△

氏名 株式会社□□□
代表 能代 太郎

株式会社
□□□
代表印

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 能代市△△町□□番 (地目) 宅地 (面積) 1,000 m ²
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	医科診療所 (床面積：400 m ²)
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 4 年 7 月 3 日 (完了予定年月日) 令和 4 年 10 月 25 日 (誘導施設以外の 用途がある場合 その用途と面積) (担当者連絡先) 能代市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

令和4年 7月 20日

能代市長 様

届出者 住所 能代市◇◇町○-△

氏名 株式会社□□□
代表 能代 太郎



着手日の30日前までに届出が必要

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和4年 6月 1日

2 変更の内容

・土地面積の変更 3,000 m² ⇒ 3,600 m²

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和4年 8月 25日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和4年 10月 25日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

令和4年6月1日

能代市長様

届出者住所 能代市◇◇町○-△

氏名 株式会社□□□
代表 能代太郎

株式会社
□印□
代表印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の~~(休止→廃止)~~について、下記により届け出ます。

記

- 1 ~~休止(廃止)~~しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 - ・名称：◇◇スーパーマーケット
 - ・用途：スーパーマーケット
 - ・所在地：能代市△△町□□番
- 2 ~~休止(廃止)~~しようとする年月日
・令和4年7月10日 ←----- 休止又は廃止しようとする30日前までに届出が必要
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 ~~休止(廃止)~~に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) ~~休止(廃止)~~後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 - ・建築物は取り壊し、跡地を売却する予定。
 - 除却予定時期：令和4年9月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。